

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 3年 9月定例会	
議案番号 議案名	議案第23号 松戸市建築物における駐車場施設の付置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	日本共産党
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という本来の発言を最大限に生かすことこそが議員の責務と考えます。</p> <p>非公式の場に、議会で発言してもいない意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容（一部抜粋）を掲載いたします。</p> <p>本条例は本市で定められている、松戸駅をはじめとする主要4駅周辺に定められている駐車場整備地区における駐車場整備に関する設置基準を緩和する条例です。変更点は主に3点です。一点目が設置基準台数を床面積150㎡に1台から200㎡に1台とする点。2点目が時間貸し駐車場を認める点、3点目が店舗から離れた駐車場（隔地駐車場）までの距離を200メートルから300メートルにする点です。</p> <p>市の示す改正の理由は、「国土交通省による標準駐車場条例の改正を考慮し、民間駐車場の設置状況に応じた適切な駐車台数を確保し、駐車施設の有効かつ効率的な利用を図るため」となっています。つまりこれまでは商業施設が独自に設置する必要があった駐車場を近隣の時間貸し駐車場も使えるようにするという事です。近年全国的にも駐車場あまりの状態にあり松戸市も同様の状況があります。その解消を目的とする駐車場の集約化、配置適正化です。さらに効果では「中心市街地を訪れる人々の利便性の向上」とあります。</p> <p>しかし実際には、商業施設に設置される駐車場の数は減り、さらに時間貸しのコインパーキングも認められ、その距離も200メートルから300メートルと遠くなるのではどこが利便性の向上なんでしょうか？300メートルというのは人が無理なく歩ける上限だそうです。無理なく歩けるぎりぎりの距離を荷物をもって歩かなければいけないのでしょうか。特に高齢者、障がい者、小さい子どもがいる方などは大変です。</p>

また効果では歩行者と自動車の動線の交錯機会の減少とありますが、今回の改正でそれが改善される具体的な場所はないことがわかりました。他自治体で駐車場の集約化、配置適正化を行っているところでどのような取り組みを行っているかの調査では、最も多かったのが「歩行者の歩きやすさや景観の確保から出入り口を制限する」や「特定エリアで隔地駐車場を推進することで駐車場抑制エリアを作ること」などです。つまり、駐車場の集約化、配置適正化にとどまらず、その先の歩行者の歩きやすさ、景観の確保、無秩序な駐車場設置を抑制するなど自治体が目指すまちづくりのための施策が行われています。

しかし本市における今回の条例改正は、なぜ今この改正なのか、具体的な必要性が不明であり、しかも改正の効果とされる中心市街地を訪れる人々の利便性はむしろ低下し、さらに歩行者の安全確保や景観の確保などにつながる具体的な施策は全く示されませんでした。一体なんのための条例改正なのでしょう。審査でもその点は明らかになりませんでした。

市は認めませんでした。私は本条例は新拠点ゾーン開発を見据えた環境整備であると感じております。

必要性が不明確、利便性の向上どころか低下が危惧され、歩行者の安全も景観の確保も具体的な手立てが全く示されない本条例改正は賛成しようがなく、認めるわけにはまいりません。